

2026年
8月号

職場内で掲示・回覧を
お願いします。

健康だより



生活習慣病予防健診を利用されていない従業員様の 定期健診結果の提出をお願いします



協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない被保険者様（お勤めされている方）の定期健診結果データの提供を事業主様にお願いしています。



個人情報保護法上の
問題はないの？

A

「高齢者の医療の確保に関する法律（第27条第2項・第3項）」により事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられています。

ご提供にあたり、事業主様が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。※

※「個人情報の保護に関する法律」で、法令に基づく場合は受診者ご本人の同意は不要とされています。

提出いただくとメリットいっぱい！

提出の
メリット
①

健康サポート(特定保健指導)を
無料で受けられます。

対象：40歳～74歳の被保険者様



提出の
メリット
②

マイナポータル上で
健診結果データの閲覧が
可能になります。



提出の
メリット
③

将来の健康保険料率の
引き下げにつながります。

健診結果をご提供いただくことで、健診実施率が向上し、協会けんぽのインセンティブ制度によって皆様の健康保険料率の引き下げにつながります。

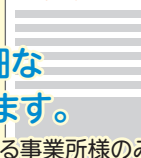


提出の
メリット
④

健康宣言をしている
事業所様であれば、より詳細な
「事業所カルテ」が提供できます。

(注) 健診結果データが10名以上確認できる事業所様のみ

事業所カルテ



定期健診結果の提出方法

※生活習慣病予防健診を利用された方の健診結果は
ご提出いただく必要はありません。

協会けんぽが契約 **している** 健診機関で受診している場合(※)

「提供依頼書」を協会けんぽにご提出ください。

記載いただいた健診機関を通じて協会けんぽが直接健診結果を受領します。

(※) 定期健康診断結果の提出についての詳細、契約健診機関一覧はこちらからご確認ください。



協会けんぽが契約 **していない** 健診機関で受診している場合

健診結果のコピーを協会けんぽにご提出ください。

検査項目が不足していた場合は、別途追加書類をご提出いただくことがあります。

(ご提出が必要な検査項目は、ホームページをご確認ください。)



本事業は外部委託をしています

定期健康診断結果のご提出について、委託先である「株式会社〇〇」(0000-000-000)より事業所様宛に文書や電話にて提出依頼をさせていただく場合があります。

受診勧奨用のリーフレットを作成しました!

～事業所様から従業員様への受診勧奨時にお役立てください～

健診の結果、「所見あり」と判定された従業員様への二次健診（再検査・精密検査）の受診勧奨について、次のようなお困り事はございませんか？

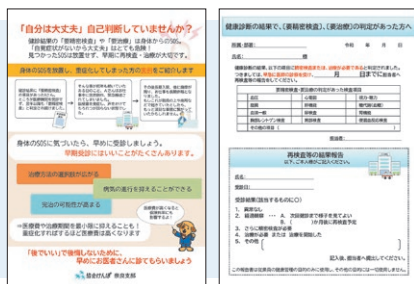
- 「受診勧奨しないといけないとは思っていてもなかなか伝えにくい…」
- 「受診確認に何度も声をかけるには気が引ける…」
- 「どう説明すればいいかわからない…」



この度、受診勧奨用の「リーフレット」と「報告書」を作成しました!

対象の従業員様へお配りいただき、ぜひご活用ください。

※協会けんぽへの提出は不要です



奈良支部ホームページから勧奨用リーフレットをダウンロードのうえご活用ください。

ホームページはこちらの二次元コードから



《二次健診(再検査・精密検査)の受診勧奨は事業所様の努力義務です。》

生活習慣病予防健診・人間ドック健診を受診される方へ

協会けんぽの補助を使って健診を受けられる場合、全ての検査項目を受診していただく必要があります。体調不良等のやむを得ない理由で受けることができない検査がある場合は健診機関へご相談ください。なお、人間ドック健診については、空腹時(10時間以上絶食状態)の血液検査も必須項目となっています。健診直前に食事をとられた場合や、自己都合で受診できない検査項目がある場合は、協会けんぽの補助を受けられないためご注意ください。



高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年(2025年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち)旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

※旧被扶養者とは「後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、被扶養者でなくなった方」を指します。

・被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。

・65～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含みます。

※収入額が基準額を超過する場合は対象外となりますので、申請書を提出いただく必要はございません。

制度の詳細や申請方法について、詳しくはこちら
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>

